

京都市はぐくみ推進審議会

平成30年度第1回「子どもの健全育成推進部会」「教育環境づくり部会」「支援を必要とする子どものための部会」 共同部会 次第

平成30年6月25日（月）
午前 10時から
職員会館かもがわ 3階 第2多目的室

1 本市挨拶

2 部会員及び事務局の紹介等

(1) 部会員及び事務局の紹介

資料1-1	委員名簿
資料2-1	京都市はぐくみ推進審議会条例
資料2-2	京都市はぐくみ推進審議会条例施行規則
資料2-3	京都市はぐくみ推進審議会運営要綱

(2) 部会長挨拶

3 報告

(1) 京都市はぐくみ推進審議会について

資料3	京都市はぐくみ推進審議会について
-----	------------------

(2) 児童福祉分科会の設置について

資料4	児童福祉分科会の設置について
-----	----------------

(3) 子ども・若者に係る総合的な計画検討のための部会の設置について

資料5	子ども・若者に係る総合的な計画検討のための部会の設置
-----	----------------------------

4 議題

(1) 子ども・若者に係る総合的な計画策定に向けた市民ニーズ調査・意識調査の実施について

資料6	子ども・若者に係る総合的な計画策定に向けた市民ニーズ調査・意識調査の実施について
-----	--

(2) 小学生等の放課後の過ごし方に関する実態調査について

資料7-1	小学生等の放課後の過ごし方に関する実態調査について（小学校1，4，6年生）
資料7-2	小学生等の放課後の過ごし方に関する実態調査について（総合支援学校に通う児童）

京都市はぐくみ推進審議会
「子どもの健全育成推進部会」「教育環境づくり部会」「支援を必要とする子どものための部会」
共同部会 委員名簿

＜委員＞ 19名

(敬称略・50音順)

	氏名	団体・役職名等
1	雨宮 万里子	京都市少年補導委員会
2	石塚 かおる	京都児童養護施設長会 会長
3	伊豆田 千加	特定非営利活動法人子育ては親育て・みのりのもり劇場 理事長
4	井筒 隆夫	京都市民生児童委員連盟 理事
5	岡 美智子	京都障害児者親の会協議会 副会長
6	大澤 彰久	京都市PTA連絡協議会 会長
7	小谷 裕実	京都教育大学 教授
8	渋谷 千鶴	京都知的障害者福祉施設協議会 児童発達支援部会長
9	杉原 颯太	市民公募委員
10	芹澤 出	京都母子生活支援施設協議会 会長
11	鶴丸 富子	京都市里親会 会長
12	徳岡 博巳	大谷大学短期大学部 教授
13	中川 佐和子	市民公募委員
14	長澤 敦士	市民公募委員
15	部会長 初田 幸隆	京都教育大学 教授
16	藤本 明弘	公益社団法人京都府私立幼稚園連盟 副理事長
17	藤本 明美	特定非営利活動法人京都子育てネットワーク 理事長
18	細川 みゆき	社会福祉法人京都市社会福祉協議会児童館事業部 部長
19	山手 重信	公益社団法人京都市児童館学童連盟 会長

京都市はぐくみ推進審議会条例

(設置)

第 1 条 子ども及び若者に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項並びに当該施策の実施の状況に関する事項について、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べるための機関として、並びに次に掲げる規定に規定する合議制の機関として、京都市はぐくみ推進審議会（以下「はぐくみ審議会」という。）を置く。

- (1) 児童福祉法第 8 条第 3 項
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 25 条
- (3) 子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第 77 条第 1 項

(組織)

第 2 条 はぐくみ審議会は、委員 30 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 法第 6 条第 2 項に規定する保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援（以下「子ども・子育て支援」という。）に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) 若者の支援に関する事業に従事する者
- (7) 若者の支援に関し学識経験のある者
- (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認めるもの

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 はぐくみ審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、はぐくみ審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 会長及び副会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(特別委員)

第5条 はぐくみ審議会に、特別の事項を調査し、又は審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

- 2 第2条第2項の規定は、特別委員について準用する。
- 3 特別委員は、特別の事項に関する調査又は審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(招集及び議事)

第6条 はぐくみ審議会は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者が在任しないときははぐくみ審議会は、市長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 はぐくみ審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 はぐくみ審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 特別の事項について会議を開き、議決を行うときは、前2項の規定の適用については、当該事項に係る特別委員は、委員とみなす。

(児童福祉分科会)

第7条 はぐくみ審議会に、児童福祉に関する事項を調査し、及び審議させるため、児童福祉分科会を置く。

- 2 児童福祉分科会は、会長が指名する委員及び特別委員をもって組織する。
- 3 はぐくみ審議会は、その定めるところにより、児童福祉分科会の決議をも

ってはぐくみ審議会の決議とすることができる。

(部会)

第8条 はぐくみ審議会及び児童福祉分科会は、専門の事項を調査し、及び審議させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員及び特別委員をもって組織する。

3 部会は、他の部会と共同して会議を開くことができる。

4 はぐくみ審議会は、その定めるところにより、部会又は複数の部会が共同して開いた会議の決議をもってはぐくみ審議会の決議とすることができる。

(秘密を守る義務)

第9条 委員（特別委員を含む。）は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、はぐくみ審議会に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(関係条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

〔1〕 京都市青少年活動推進協議会条例

〔2〕 京都市子ども・子育て会議条例

(委員の任期の特例)

3 この条例の施行の日から平成32年3月31日までの間に市長が委嘱した委員の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、同日までとする。

京都市はぐくみ推進審議会条例施行規則

(分科会長)

第1条 京都市はぐくみ推進審議会（以下「はぐくみ審議会」という。）の児童福祉分科会（以下「分科会」という。）に分科会長を置く。

- 2 分科会長は、分科会に属する委員及び特別委員（以下「分科会員」という。）のうちから、会長が指名する。
- 3 分科会長は、分科会の事務を掌理する。
- 4 分科会長に事故があるときは、あらかじめ分科会長の指名する分科会員がその職務を代理する。

(分科会の招集及び議事)

第2条 分科会は、分科会長が招集する。ただし、分科会長及びその職務を代理する者が在任しないときの分科会は、会長が招集する。

- 2 分科会長は、会議の議長となる。
- 3 分科会は、分科会員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 分科会の議事は、出席した分科会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 分科会長は、分科会の調査又は審議が終了したときは、当該調査又は審議の結果をはぐくみ審議会に報告しなければならない。

(部会長)

第3条 はぐくみ審議会及び分科会の部会ごとに部会長を置く。

- 2 部会長は、その部会に属する委員及び特別委員（以下「部会員」という。）のうちから、会長が指名する。
- 3 部会長は、その部会の事務を掌理する。
- 4 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する部会員がその職務を代理する。

(部会の招集及び議事)

第4条 部会は、部会長が招集する。ただし、部会長及びその職務を代理する者が在任しないときの部会は、会長が招集する。

2 部会長は、会議の議長となる。

3 部会は、部会員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 部会の議事は、出席した部会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 部会長は、部会の調査又は審議が終了したときは、当該調査又は審議の結果をはぐくみ審議会に報告しなければならない。

(共同部会長)

第5条 京都市はぐくみ推進審議会条例第8条第3項の規定により共同して会議を開く複数の部会により構成される合議体（以下「共同部会」という。）ごとに共同部会長を置く。

2 共同部会長は、その共同部会に属する委員及び特別委員（以下「共同部会員」という。）のうちから、会長が指名する。

3 共同部会長は、その共同部会の事務を掌理する。

4 共同部会長に事故があるときは、あらかじめ共同部会長の指名する共同部会員がその職務を代理する。

(共同部会の招集及び議事)

第6条 共同部会は、共同部会長が招集する。ただし、共同部会長及びその職務を代理する者が在任しないときの共同部会は、会長が招集する。

2 共同部会長は、会議の議長となる。

3 共同部会は、共同部会員の4分の1以上が出席し、かつ、その共同部会を構成する各部会の部会員がそれぞれ一人出席しなければ、会議を開くことができない。

4 共同部会の議事は、出席した共同部会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 共同部会長は、共同部会の調査又は審議が終了したときは、当該調査又は審議の結果をはぐくみ審議会に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 はぐくみ審議会の庶務は、子ども若者はぐくみ局において行う。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、はぐくみ審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(関係規則の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 京都市青少年活動推進協議会条例施行規則

(2) 京都市子ども・子育て会議条例施行規則

京都市はぐくみ推進審議会運営要綱

(会議の招集)

第1条 会長は、京都市はぐくみ推進審議会（以下「審議会」という。）の会議を招集しようとするときは、あらかじめ日時、場所及び議題を委員及び特別委員に通知するものとする。

(部会の設置)

第2条 京都市はぐくみ推進審議会条例（以下「条例」という。）第8条第1項に規定する部会の設置は、会長が副会長と協議のうえ、決定するものとする。

2 会長は、前項の規定により部会を設置したときは、審議会に報告しなければならない。

(委員及び特別委員の除斥)

第3条 委員又は特別委員は、自己が次の各号のいずれかに該当するとき、又は父母、祖父母、配偶者、子若しくは兄弟姉妹が次の1号に該当するときは、その議事に加わるができない。

- (1) 現に、従事する業務に直接の利害関係のあるとき。
- (2) 過去において、従事した業務に直接の利害関係のあるとき

(会議の非公開の決定)

第4条 会議において京都市情報公開条例第7条に規定する非公開情報を扱うときには、会長は、会議の全部又は一部を非公開とすることを決定する。

(傍聴人)

第5条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てないこと。
- (3) 飲食又は喫煙を行わないこと。

(4) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となるような行為をしないこと。

2 会長は、前項を遵守しない傍聴人に退場を命ずることができる。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に必要な事項は、会長が定める。

2 第1条、第3条から第5条及び前項の規定は、条例第7条第1項に規定する児童福祉分科会の運営について準用する。この場合において、「審議会」とあるのは「児童福祉分科会」と、「会長」とあるのは「分科会長」と読み替えるものとする。

3 第1条、第3条から第5条及び第1項の規定は、条例第8条第1項に規定する部会の運営について準用する。この場合において、「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

4 第1条、第3条から第5条及び第1項の規定は、条例第8条第3項に規定する他の部会と共同して会議を開く場合の運営について準用する。この場合において、「審議会」とあるのは「共同部会」と、「会長」とあるのは「共同部会長」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年4月17日から施行する。

京都市はぐくみ推進審議会について

京都市では、子ども・若者に係る計画として「京都市未来こどもはぐくみプラン」、
「京都市貧困家庭の子ども・青少年対策に関する実施計画」及び「はばたけ未来へ！
京都市ユースアクションプラン」を策定しています。

今後、3つの現行計画については、「子ども、若者に係る総合的な計画（以下「新計画」という。）」として一体化するとともに、その新計画に基づき、妊娠前から妊娠出産までの方とその家庭、乳幼児から若者までとその家庭を対象とした「切れ目ない支援」を推進していくこととしています。

この度、新計画の策定及び3つの現行計画の進捗管理を引き続き行うに当たり、3つの現行計画を調査・審議してきた「京都市子ども・子育て会議」及び「京都市青少年活動推進協議会」について一体化し、保護者、事業主・労働者代表、子ども・子育て支援事業の従事者、若者支援事業の従事者、有識者等からなる「京都市はぐくみ推進審議会（以下、「審議会」という。）」を新たに設置しました。

1 審議会の概要について

(1) 会議の名称

京都市はぐくみ推進審議会

(2) 趣旨・目的

- ・ 妊娠前から妊娠出産までの方とその家庭、乳幼児から若者まで（0歳～30歳代）とその家庭を対象とした「切れ目ない支援」を実現するために、平成31年度中に新たに策定を予定している子ども、若者に係る総合的な計画に係る調査・審議及び進ちょく管理を行う。
- ・ 「京都市未来こどもはぐくみプラン」、「京都市ユースアクションプラン」及び「京都市貧困家庭の子ども・青少年対策に関する実施計画」の進ちょく管理及び総括を行う。
- ・ 京都市子ども・子育て支援事業計画の策定・変更に関する意見聴取
- ・ その他 子ども・若者に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び施策の実施状況に関する意見聴取

(3) 概 要

設置年月：平成30年4月1日

委員定数：30名以内（必要に応じ特別委員を置く。）

委員任期：2年（補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。）

委員構成：有識者、支援従事者・関係団体、労働者代表、企業・経営者、
市民公募委員 等

会長・副会長：互選

分科会：児童福祉法第8条第3項の規定により必置とされている「児童福祉審議会」として、「児童福祉分科会」を設置する。

部 会：新計画策定に係り、検討すべき課題について個別又は横断的に審議する部会を設置し、集中的に審議を行う。

2 今後の流れ

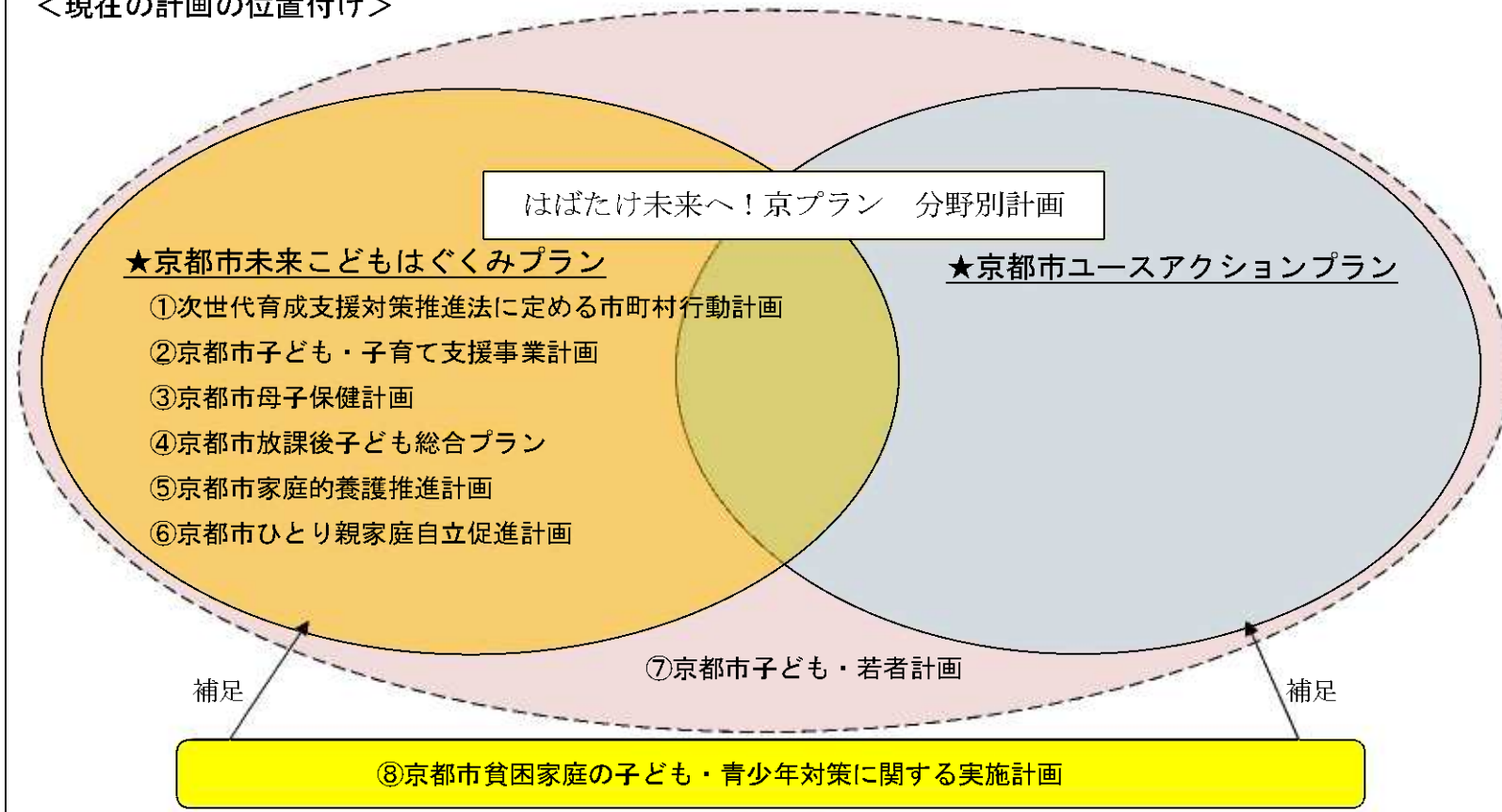
本市において、平成30年度に新計画策定に係る市民ニーズ調査を実施し、平成31年度に新計画（平成32年度から平成36年度までの5年計画）を策定するとともに、新計画の進ちよく管理と3つの現行計画の進ちよく管理及び総括を行うに当たり、審議会では以下の流れで調査・審議を進めていきます。

- 平成30年度中
 - ・新計画策定に係る市民ニーズ調査に関する調査・審議
 - ・新計画策定に関する調査・審議
 - ・3つの現行計画の進ちよく管理

- 平成31年度中
 - ・新計画策定に関する調査・審議
 - ・3つの現行計画の進ちよく管理

- 平成32年度以降
 - ・新計画の進ちよく管理に関する調査・審議
 - ・3つの現行計画の総括

<現在の計画の位置付け>



⑨子育て安心プラン

平成29年5月31日
に総理により発表
待機児童解消に係る事
項を記載

⑩障害児福祉計画

平成30年3月30日に
第1期計画策定
障害児通所支援等の提供
体制の確保目標や必要な
見込み数を掲載

<新計画の位置付け>

「京都市未来こどもはぐくみプラン」と「はばたけ未来へ！京都市ユースアクションプラン」と同様に「はばたけ未来へ！京プラン」の分野別計画に位置付けると共に、以下に掲げる10の計画を一体的に盛り込み策定する。

<新計画に盛り込む計画>

- ①次世代育成支援対策推進法に定める市町村行動計画
- ②京都市子ども・子育て支援事業計画
- ③京都市母子保健計画
- ④京都市放課後子ども総合プラン
- ⑤京都市家庭的養護推進計画
- ⑥京都市ひとり親家庭自立促進計画

- ⑦京都市子ども・若者計画 (一体化)
- ⑧京都市貧困家庭の子ども・青少年対策に関する実施計画 (統合)
- ⑨子育て安心プラン (追加)
- ⑩障害児福祉計画 (追加)

京都市子ども・子育て会議

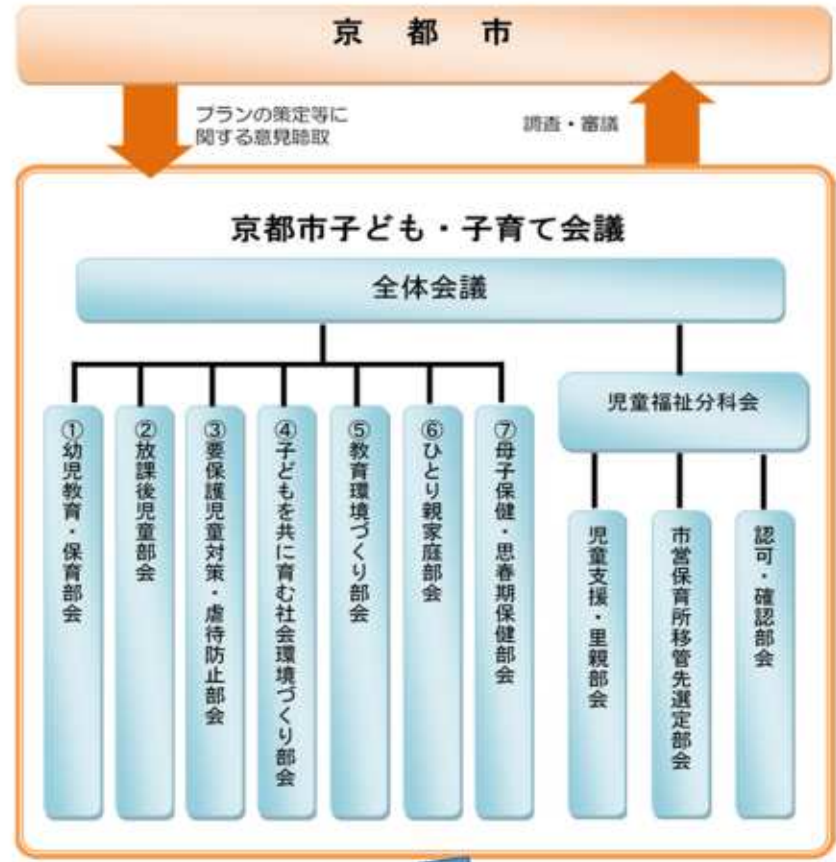
1 趣旨・目的

子ども・子育てに関する総合的な施策の調査・審議及び進行管理を行う。必要に応じて専門部会を設置し、専門事項を調査・審議する。

2 概 要

設置年月日：平成25年7月22日
設置根拠：京都市子ども・子育て会議条例及び同条例施行規則
委員構成：学識経験者等、30名以内の委員により構成（現在30名）。
必要に応じ特別委員を置く（会長、副会長は互選）。
委員任期：2年（補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。）
現委員の委嘱期間：平成29年7月22日から平成31年7月21日

3 現京都市未来子どもはぐくみプラン策定時の体制図



京都市青少年活動推進協議会

1 趣旨・目的

青少年に関する総合的な施策の調査・審議及び進行管理を行う。必要に応じて専門委員会を設置し、専門事項を調査・審議する。

2 概 要

設置年月日：昭和28年12月24日
設置根拠：地方青少年問題協議会法、京都市青少年活動推進協議会条例
委員構成：学識経験者等、20名以内の委員により構成（現在19名）。
必要に応じ特別委員を置く（会長、副会長は互選）。
委員任期：2年（補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。）
現委員の委嘱期間：平成28年12月1日から平成30年11月30日

3 現ユースアクションプラン策定時の体制図



京都市はぐくみ推進審議会

【全体会議】（年1～2回程度）

- 妊娠・出産、乳幼児から若者までの「切れ目ない支援」を実現するための調査・審議を行う。
- 新計画全体に係る事項について審議
- 定数30名の委員で構成
- 各部会の審議内容を報告（新計画の詳細の検討及び現計画の進捗管理）

児童福祉分科会

- 児童支援・里親部会
- 市営保育所移管先選定部会
- 認可・確認部会

子ども
（0歳～おおむね18歳未満）

若者
（おおむね13歳～30歳代）

【部 会】

- 子ども・若者の健全育成や活動促進等に係る事項について検討する部会と、特別な支援が必要な子ども・若者に係る事項について検討する部会を設置する。
- 新計画策定に係り、検討すべき課題について個別又は横断的に審議することとし、平成30年度から平成31年度にかけて集中的に審議を行う。
- 専門的に調査・審議するため、必要に応じて特別委員を委嘱する。
- 審議内容が複数の部会に関係する場合、共同部会を開催する。
- 新計画策定後に見直しを行い、特に必要と認める部会のみを設置する。

児童福祉法第8条第3項の規定により必置

児童福祉分科会の設置について

児童福祉法第8条第3項の規定により必置とされている「児童福祉審議会」として、児童福祉に関する事項について調査・審議する児童福祉分科会及び児童福祉分科会に紐づき専門の事項を調査・審議する3つの部会を設置することを以下のとおり提案いたします。

1 児童福祉分科会及び児童福祉分科会に設置する部会

児童福祉分科会

設置根拠：児童福祉法第8条第3項の規定により設置

委員構成：20名程度（特別委員含む。）

児童支援・里親部会

委員構成

6名程度（特別委員含む。）

調査・審議内容

- 児童を児童福祉施設等に入退所させる措置に関する適否
- 被措置児童等虐待に関する届出・相談・通告の受理や講じた措置等
- 一時保護の実施に関する適否の審査
- 里親に関する適否の審査
- 児童相談所の業務評価 等

市営保育所移管先選定部会

委員構成

6名程度（特別委員含む。）

調査・審議内容

- 市営保育所の民間移管に係る移管先法人等の募集要項，選定基準及び移管先法人等の選定 等

認可・確認部会

委員構成

6名程度（特別委員含む。）

調査・審議内容

- 保育園（所）や認定こども園等の認可に係る，児童福祉法等に定める設置基準への適合状況等の聴取
- 事業の停止や施設廃止を命じる際に，法令違反の内容や法に基づく命令に対する対応措置の状況等を聴取 等

子ども・若者に係る総合的な計画検討のための部会の設置について

子ども・若者に係る総合的な計画（以下「新計画」という。）策定に係る部会を設置することを以下のとおり提案いたします。

1 部会について（別紙左側を参照）

検討すべき課題について個別又は集中的に調査・審議するため、以下のとおり、9つの部会を設置する。

(1) 設置の考え方

- 子ども・若者の健全育成や活動促進等に係る事項について検討する部会と、特別な支援が必要な子ども・若者に係る事項について検討する部会を設置する。
- 新計画策定に係り、検討すべき課題について個別又は横断的に審議することとし、平成30年度から平成31年度にかけて集中的に審議を行う。
- 専門的に調査・審議するため、必要に応じて特別委員を設置する。
- 審議内容が複数の部会に関係する場合、共同で部会を開催することを可能とする。
- 新計画策定後に見直しを行い、特に必要と認める部会のみを設置する。

(2) 設置する部会

- ① 子どもと若者の未来をはぐくむ社会環境づくり部会
- ② 親子いきいき保健部会
- ③ 幼保推進部会
- ④ 子どもの健全育成推進部会
- ⑤ 教育環境づくり部会
- ⑥ 青少年活動促進部会
- ⑦ 社会的困難を抱える青少年支援部会
- ⑧ 支援を必要とする子どものための部会
- ⑨ ひとり親家庭支援部会

2 共同部会について（別紙右側を参照）

「切れ目ない支援」を実現するために、共通するテーマや課題について、横断的かつ実のある議論ができるよう、以下の条件のもと共同部会を開催する。

(1) 共同部会の考え方

- 審議内容が複数の部会に関係する場合において、会長の決定により、上記①～⑨の部会の中から適当なものを共同で開催する。
- 共同で開催することとなった部会に所属する委員全員が共同部会委員となるが、共同部会の審議内容について、より専門的な知識や経験を有する共同部会委員を会長の決定により選出し、審議内容を適切に調査・審議できる最小限の人数で会議を開催する。

(2) 開催予定の共同部会

- ① 「乳幼児期の子育て支援」をテーマとした共同部会
- ② 「児童の健全育成と放課後対策」をテーマとした共同部会
- ③ 「思春期における保健と健全育成等」をテーマとした共同部会
- ④ 「青少年育成に関する総合的支援」をテーマとした共同部会
- ⑤ 「要支援の子ども・青少年対策」をテーマとした共同部会

【部会】

共通又は他の部会に
属さない事項を審議

子ども・若者の健全育成や活動促進等に係る事項について検討する部会

子ども（０歳～おおむね１８歳未満）

若者（おおむね１３歳～３０歳代）

特別な支援が必要な子ども・若者に係る
事項について検討する部会

特別な支援を要する子ども・若者や
家庭の課題について審議

①子どもと若者の未来をはぐくむ社会環境づくり部会

委員構成：１５名程度（特別委員含む。）

調査・審議内容：少子化をはじめとした子ども・若者を取り巻く環境への
対応及び情報発信について
子どもから若者までの「切れ目ない支援」のあり方について

②親子いきいき保健部会（京都市母子保健計画検討のため）

委員構成：１０名程度（特別委員含む。）

調査・審議内容：安心して妊娠・出産できるまちづくりについて
保健（母子保健，思春期保健）に関する施策全般について

③幼保推進部会（子育て安心プラン等検討のため）

委員構成：１３名程度（特別委員含む。）

調査・審議内容：幼児教育・保育に係る専門的な内容について
「子ども・子育て支援事業計画（幼児教育・保育）」に係る
施策等について

④子どもの健全育成推進部会（京都市放課後子ども総合プラン検討のため）

委員構成：８名程度（特別委員含む。）

調査・審議内容：児童館自由来館機能，学童クラブ，就学前の子育て支援（つ
どいの広場等）について

⑤教育環境づくり部会

委員構成：８名程度（特別委員含む。）

調査・審議内容：教育環境に関すること全般について

⑥青少年活動促進部会

委員構成：１０名程度（特別委員含む。）

調査・審議内容：青少年施策等に関すること全般について

⑦社会的困難を抱える青少年支援部会

委員構成：１２名程度（特別委員含む。）

調査・審議内容：不登校（小学生含む），ひきこもり，ニート等の社会的困難
を抱える青少年への切れ目ない専門的な支援について

⑧支援を必要とする子どものための部会

（京都市家庭的養護推進計画，障害児福祉計画検討のため）

委員構成：８名程度（特別委員含む。）

調査・審議内容：支援を必要とする児童（虐待や障害）へ支援のあり方について
「家庭的養護推進計画」に係る施策等について

⑨ひとり親家庭支援部会（京都市ひとり親家庭自立促進計画検討のため）

委員構成：６名程度（特別委員含む。）

調査・審議内容：ひとり親家庭に関する施策等について
「ひとり親家庭自立促進計画」に係る施策等について

【共同部会】

※ 「①子どもと若者の未来をはぐくむ社会環境づくり部会」は積極的に参画し，必要に応じて他
の部会の参画も検討する。

また，下記以外の共同部会についても必要に応じて開催を検討する。

☆「乳幼児期の子育て支援」をテーマとした共同部会

対象となる部会：左②，③，④

検討内容：乳幼児期における子育て支援ニーズについて調査・審議を行うとと
もに，必要な支援を検討

☆「児童の健全育成と放課後対策」をテーマとした共同部会

対象となる部会：左④，⑤，⑥

検討内容：小学生，中学生の放課後の居場所等のあり方について調査・審議を
行うとともに，必要な支援を検討

☆「思春期における保健と健全育成等」をテーマとした共同部会

対象となる部会：左②，⑥

検討内容：思春期における課題について，調査・審議を行うとともに，必要な
支援を検討

☆「青少年育成に関する総合的支援」をテーマとした共同部会

対象となる部会：左⑥，⑦

検討内容：ユースアクションプランに記載する事項の進捗点検を行うとともに
青少年（困難を抱える３０歳代を含む）の育成に関する調査・審議
と必要な支援を検討

☆「要支援の子ども・青少年対策」をテーマとした共同部会

（京都市貧困家庭の子ども・青少年対策に関する実施計画検討のため）

対象となる部会：左⑤，⑦，⑧，⑨

検討内容：貧困家庭の子ども・青少年対策に関する実施計画に記載する事項の
進捗点検を行う。

子ども・若者に係る総合的な計画策定に向けた市民ニーズ調査・意識調査の実施について

現在の本市の子ども・若者に係る計画である「京都市未来こどもはぐくみプラン」，「はばたけ未来へ！京都市ユースアクションプラン」，「京都市貧困家庭の子ども・青少年対策に関する実施計画」の策定に当たっては，市民の子育てに関する意識やニーズ，青少年の意識や行動，家庭の経済状況と子どもの生活習慣との相関関係等について現状を把握し，課題と今後の方向性を明らかにするとともに，その内容を計画に反映するため，ニーズ調査・意識調査（以下「調査」という。）を実施しております。

平成31年度に上記の3計画を一体化し，子ども・若者に係る総合的な計画を策定するに当たっても，平成30年度中に調査を実施し，調査結果を本市における子ども・若者支援施策や貧困対策，少子化対策等の方向性を検討する基礎資料とすることとしております。

平成30年4月17日に開催した平成30年度第1回「京都市はぐくみ推進審議会（以下「審議会」という。）」全体会議において，平成30年度中に実施を予定している6つの調査の概要や実施までのスケジュールについて，御承認をいただいたことから，事務局において以下のとおり調査案を作成しましたので御提案いたします。

1 調査概要（別紙1参照）

平成30年度に実施する調査内容については，前回までの調査との継続性を考慮しつつ，調査対象者が重複する調査について統合するとともに，小学生等の放課後の過ごし方に係る調査を新たに実施するなど，次の①から⑥までの調査を実施する（平成30年度に実施する調査については別紙2，別紙3参照，前回の調査については別紙4，）。

(1) 前回の調査をベースに実施する調査について

① 京都市子育て支援に関する市民ニーズ調査

目的：子育て支援施策に係る市民ニーズを把握し，「京都市子ども・子育て支援事業計画」策定をはじめ，今後の子育て支援施策の今後の方向性を検討する基礎資料とする。

対象：市内在住の小学校入学前児童の保護者（6，500件）

〃 小学生の保護者（6，500件）

方法：無作為抽出を行い，調査票を郵送

項目：小学校入学前児童の保護者の調査項目については別紙5参照

小学生の保護者の調査項目については別紙6参照

② 京都市家族や家庭生活のあり方に関する意識調査

目的：結婚，出産，働き方改革，真のワーク・ライフ・バランス等，広く家族や家庭生活に係る市民の意識を把握することを目的に調査を実施する。

対象：市内在住の18歳から49歳までの市民（6，500件）

方法：無作為抽出を行い，調査票を郵送

項目：別紙7参照

備考：前回調査では，「京都市結婚と出産に関する意識調査」として実施したが，結婚と出産だけではなく，少子化や真のワーク・ライフ・バランス等に関する設問が多いことから，調査名を変更する。

③ 京都市ひとり親家庭に関する実態調査

目的：ひとり親家庭の，所得を含む世帯の状況や育児・教育の状況，離婚後の養育費や面会交流の状況などを調査するとともに，既存の福祉施策の認知状況や利用状況，潜在的なニーズ及び要望を把握し，主に「京都市ひとり親家庭自立促進計画」策定に係る基礎資料とする。

対象：市内在住の母子世帯（4，000件）

〃 父子世帯（1，000件）

方法：無作為抽出を行い，調査票を郵送

項目：別紙8参照

備考：前回調査では，母子家庭と父子家庭で利用できる施策に差があったことから調査票を分け，「母子家庭用」，「父子家庭用」として調査を実施してきたが，母子家庭と父子家庭で利用できる施策の差が解消されたことから，調査票を統一し実施する。

また，調査名についても他の調査に合わせて修正する。

④ 京都市母子保健に関する意識調査

目的：乳幼児の子育てをしている母親を対象に調査をすることで，妊娠・出産・子育てを取り巻く状況や環境の変化を把握し，「京都市母子保健計画」策定に係る基礎資料とする。

対象：一定期間に乳幼児健康診査（4か月児，8か月児，1歳6か月児，3歳児）を受診した児童の母親（約4，000件）

方法：乳幼児健康診査で来庁した際に調査票を手渡し，郵送で回収

項目：別紙9参照

(2) 見直しを行い実施する調査について

⑤ 青少年・若者に関する意識行動と思春期保健に関する調査

目的：13歳～30歳の青少年・若者（思春期を含む）の意識や生活状況について調査し、その把握を行うことで「京都市子ども・若者計画」や「京都市母子保健計画」の策定に係る基礎資料とする。

対象：市内在住の13歳～18歳とその保護者（5,000件）

〃 19歳～30歳（4,000件）

方法：無作為抽出を行い、調査票を郵送

項目：13歳～30歳までの調査項目については別紙10参照

13歳～18歳までの保護者の調査項目については別紙11参照

備考：前回調査で調査対象年齢等が重複していた、「京都市思春期に関する意識調査（平成25年度）」と「京都市青少年意識行動調査（平成21年度）」を統合し実施する。

【重複していた調査内容】

○京都市思春期に関する意識調査

実施：平成25年度

目的：京都市未来こどもはぐくみプラン作成のための基礎資料

対象：13歳以上19歳以下の市民（5,000件）

○京都市青少年意識行動調査

実施：平成21年度

目的：はばたけ未来へ！京都市ユースアクションプラン作成のための基礎資料

対象：13歳以上30歳未満の市民（1,800件）

【ひきこもり等の支援に関する関係団体ヒアリング調査】

ひきこもり等の支援が必要な若者の実態把握を目的とし、本調査とは別に関係団体を通じたヒアリング調査を実施する（別紙12参照）。

(3) 新たに実施する調査等について

⑥ 京都市小学生等の放課後の過ごし方に関する実態調査

目的：小学校児童の放課後における過ごし方を調査し、学童クラブ事業・放課後ほっと広場事業・放課後まなび教室（以下「学童クラブ事業等」という。）の利用実態や潜在的なニーズ，児童館事業の認知度を把握することにより，今後の各事業のあり方の検討材料とする。

また，総合支援学校に通う障害のある児童・生徒の放課後の過ごし方を調査し，就学児童のサービス利用における現状と課題，また放課後に必要とされるサービスの機能や役割について把握する。

対象：市立小学校1年生，4年生，6年生の全ての児童の保護者（約31,000件）

総合支援学校に通学する全児童・生徒の保護者（約1,250件）

方法：各小学校及び総合支援学校を通じ調査票を配布し，郵送で回収

項目：市立小学校に通学する児童の調査項目については，[別紙13](#)参照

総合支援学校に通学する児童・生徒の調査項目については，[別紙14](#)参照

(4) 「京都市子どもの生活状況等に関する調査」（平成28年度実施）の調査項目の活用について（[別紙15](#)参照）

平成30年度に実施する調査においては，前述の⑥の調査を除く①から⑤までの各調査の中に，平成28年度に家庭の経済状況と子どもの生活習慣等との相関関係を把握することを目的に実施した「京都市子どもの生活状況等に関する調査」の調査項目の一部を設定することにより，前回調査からの経年変化を捕捉するとともに，より幅広い世代，家庭を対象（※）に調査を実施する。

※ 調査総数：35,000件（前回調査は18,000件）

対象年齢：0歳以上18歳未満の子どもがいる家庭

13歳以上49歳未満の本人

（前回は0歳以上17歳以下の子どもがいる家庭）

2 調査委託業者について

調査の実施に当たり，統計学的な調査項目の調整や調査結果の取りまとめ，調査票の発送などの業務については，以下の企業に業務委託する。

今後，当該企業には審議会の各部会に出席してもらい，計画的な調査実施に向けた準備を進めていく。

【企業概要】

企業名：(株)ジャパンインターナショナル総合研究所

代表取締役：藤原壮督

所在地：京都市右京区西京極西池田町9-5西京極駅前ビル6階

3 調査実施に向けた今後の予定

平成30年6月以降	審議会に設置した各部会（共同部会）の開催 ※ 調査内容の詳細（調査項目等）について意見聴取
7月中旬	全体会議の開催
9月上旬	調査開始
10月上旬	調査終了
平成31年3月下旬	調査の取りまとめ結果の公表（予定）

別紙1	新計画の策定に向けた調査（前回調査との比較）（案）
別紙2	新計画の策定に向けた調査一覧（案）
別紙3	新計画の策定に向けた調査（対象年齢での比較）（案）
別紙4	前回の市民ニーズ調査・意識調査一覧
別紙5	子育て支援に関する市民ニーズ調査（小学校入学前児童の保護者）（案）
別紙6	子育て支援に関する市民ニーズ調査（小学生の保護者）（案）
別紙7	家族や家庭生活のあり方に関する意識調査（案）
別紙8	ひとり親家庭に関する実態調査（案）
別紙9	母子保健に関する意識調査（案）
別紙10	青少年・若者に関する意識行動と思春期保健に関する調査（案）
別紙11	青少年・若者に関する意識行動と思春期保健に関する調査（保護者用）（案）
別紙12	ひきこもり等の支援に関する関係団体ヒアリング調査（案）
別紙13	小学生等の放課後の過ごし方に関する実態調査（市立小学校）（案）
別紙14	小学生等の放課後の過ごし方に関する実態調査（総合支援学校）（案）
別紙15	「京都市子どもの生活状況等に関する調査」の調査項目の活用について（案）

現プラン策定時（詳細は別紙4参照）

京都市未来こどもはぐくみプラン

※ 調査人数は全て平成25年度実施時のもの

(1) 京都市子育て支援に関する市民ニーズ調査

- 市内在住の小学校入学前児童の保護者（6,500件）
- 〃 小学生の保護者（6,500件）

(2) 京都市結婚と出産に関する意識調査

- 市内在住の18歳から49歳までの市民（6,500件）

(3) 京都市ひとり親家庭実態調査

- 市内在住の母子世帯（3,200件）
- 〃 父子世帯（1,800件）

(4) 京都市母子保健に関する意識調査

- 一定期間に乳幼児健康診査（4か月児，8か月児，1歳6か月児，3歳児）を受診した児童の母親（4,332件）

(5) 京都市思春期に関する意識調査

- 13歳以上19歳以下の市民（5,000件）

はばたけ未来へ！京都市ユースアクションプラン

(6) 京都市青少年意識行動調査（平成21年度実施）

- 13歳以上30歳未満の市民（1,800件）

京都市貧困家庭の子ども・青少年対策に関する実施計画

(7) 京都市子どもの生活状況等に関する調査（平成28年度実施）

- 0歳以上18歳未満の子どもがいる世帯（18,000件）
- 子どもがいる生保家庭及び児扶手受給世帯（600件）

調査名
の変更

新計画策定時（詳細は別紙2参照）

前回の調査をベースに実施する調査

① 子育て支援に関する市民ニーズ調査

- 市内在住の小学校入学前児童の保護者（6,500件）
- 〃 小学生の保護者（6,500件）

② 家族や家庭生活のあり方に関する意識調査

- 市内在住の18歳から49歳までの市民（6,500件）

③ ひとり親家庭に関する実態調査

- 市内在住の母子世帯（4,000件）
- 〃 父子世帯（1,000件）

④ 母子保健に関する意識調査

- 一定期間に乳幼児健康診査（4か月児，8か月児，1歳6か月児，3歳児）を受診した児童の母親（約4,000件）

見直しを行った上で実施する調査

⑤ 青少年・若者に関する意識行動と思春期保健に関する調査

- 市内在住の13歳～18歳がいる家庭（5,000件：2,500世帯×2件）
※ 対象となる家庭（2,500世帯）に本人用と保護者用の調査票を送付
- 市内在住の19歳～30歳（4,000件）
※ 共通項目と年代別項目で構成
※ 別途、関係団体を通じたヒアリング調査を実施（ひきこもり等）

新たに実施する調査

⑥ 小学生等の放課後の過ごし方に関する実態調査

- 市立小学校に通学する1年生，4年生，6年生の保護者（約31,000世帯）を対象に実施
- 市立総合支援学校に通学する児童・生徒の保護者（約1,250世帯）に実施

「京都市子どもの生活状況等に関する調査」の調査項目の活用

当該調査項目を①から⑤の調査の中に新たに追加し実施する。

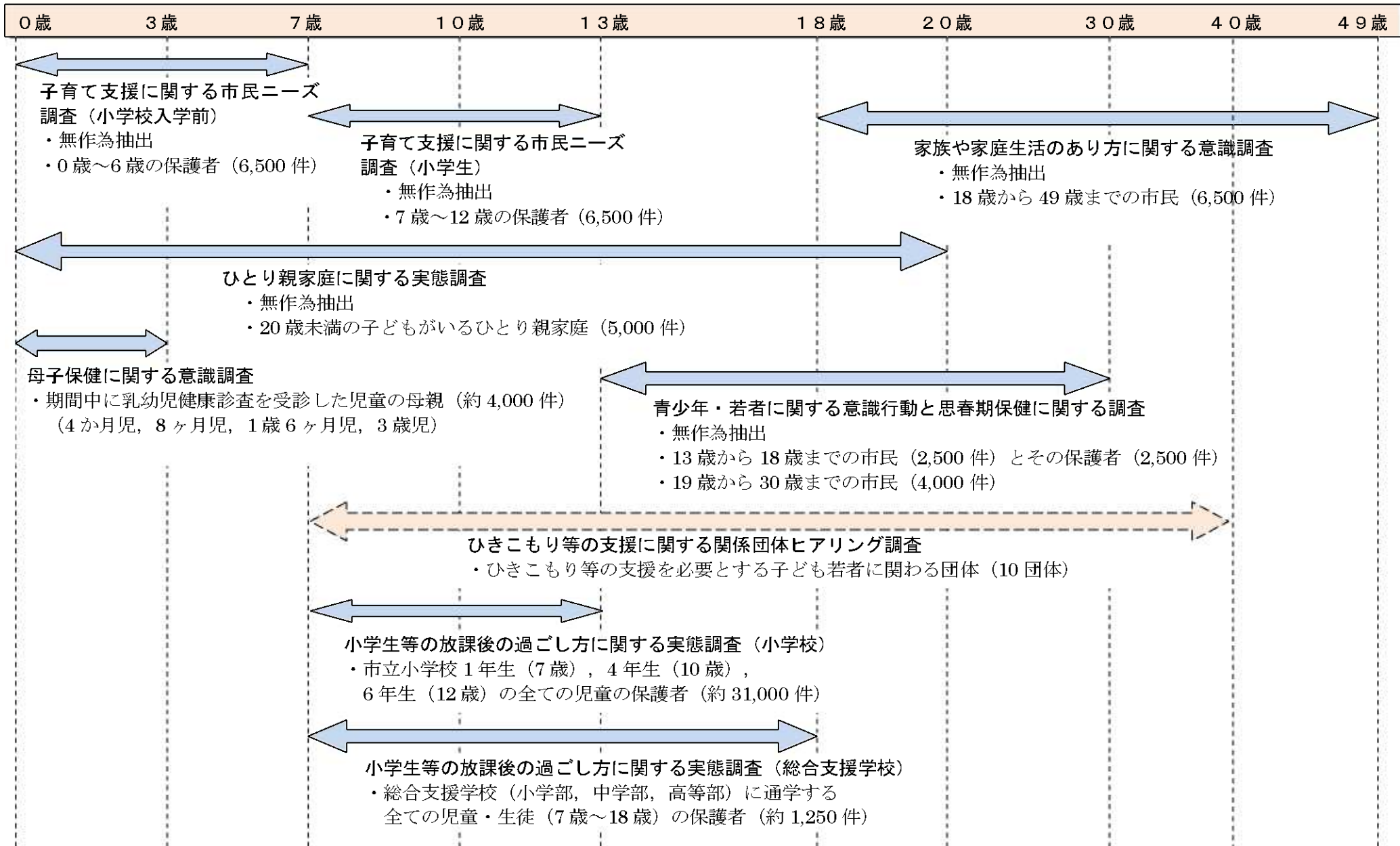
- ※ 平成28年度に実施した前回調査より幅広い世代，家庭に対して調査を実施できる。
- ※ 今後，5年ごとの計画策定時に継続して調査を行うことで経年変化を捕捉

新計画の策定に向けた調査一覧(案)

別紙 2

調査内容	①子育て支援に関する市民ニーズ調査	②家族や家庭生活のあり方に関する意識調査	③ひとり親家庭に関する実態調査	④母子保健に関する意識調査	⑤青少年・若者に関する意識行動と思春期保健に関する調査	⑥小学生等の放課後の過ごし方に関する調査
対象	小学校6年生以下の児童の保護者のうち、住民基本台帳及び外国人登録者	18歳以上49歳未満の市民のうち、住民基本台帳及び外国人登録者	配偶者がいない市民で20歳未満の子がいる世帯のうち、住民基本台帳及び外国人登録者	乳幼児健康調査(4か月児, 8か月児, 1歳6か月児, 3歳児)に來所した母親	ア.市内在住の13歳～18歳とその保護者 イ.市内在住の19～30歳	ア.市立小学校1年生, 4年生, 6年生の全ての児童の保護者 イ.総合支援学校に通学する全児童・生徒の保護者
調査件数	無作為抽出した 小学校入学前 6,500人 小学生 6,500人	無作為抽出した6,500人	無作為抽出した 母子家庭 4,000件 父子家庭 1,000件	期間中に受診した約4,000人	ア.無作為抽出した5,000件 (2,500世帯の子どもと保護者) イ.無作為抽出した4,000件	ア.約31,000世帯 イ.約1,250世帯
設問数	小学校入学前 95問 小学生 60問	57問	76問	47問	本人用 66問 保護者用 8問	ア 16問 イ 13問
主な調査項目	世帯状況 就労状況 生活状況等に関する調査に係る調査項目 保育園・認定こども園・幼稚園等の利用状況 病児・病後児の対応 一時預かり 地域の子育て支援 職場との両立支援 等	世帯状況 生活状況等に関する調査に係る調査項目 少子化について 結婚について 出産について 真のワーク・ライフ・バランスの実現について 等	家族の状況 ひとり親家庭になったときの状況 仕事の状況 生活状況等に関する調査に係る調査項目 住まいの状況 収入と生活費の状況 離婚の状況 育児・教育について 子どもや近所の人等との関係について 日頃の悩みや相談相手 等	基本属性 生活状況等に関する調査に係る調査項目 母親の就労状況 現在の体調 妊娠・出産 子育て 父親の育児参加 喫煙と健康への意識 歯科に関する意識 少子化対策のための取組 等	基本属性 家族との関わり 生活状況等に関する調査に係る調査項目 友人関係 居場所 地域への参加 健康 規範意識 ライフデザイン 市政への興味・参加 子ども・若者を対象とした施設	世帯状況 子どもが放課後に過ごす場所 習い事 学童クラブの利用 放課後まなび教室の利用 放課後デイサービスの利用 障害の有無 医療的ケアの有無 等
調査審議する部会 ※主として 下線の部会 が検討	○子どもと若者の未来をはぐくむ社会環境づくり部会 ○親子いきいき保健部会 ○幼保推進部会 ○子どもの健全育成推進部会 ○教育環境づくり部会 ○青少年活動促進部会	○子どもと若者の未来をはぐくむ社会環境づくり部会 ○親子いきいき保健部会 ○青少年活動促進部会	ひとり親家庭支援部会	親子いきいき保健部会	○子どもと若者の未来をはぐくむ社会環境づくり部会 ○親子いきいき保健部会 ○教育環境づくり部会 ○青少年活動促進部会 ○社会的困難を抱える青少年支援部 ○「思春期における保健と健全育成等」をテーマとした共同部会 ○「青少年育成に関する総合支援」をテーマとした共同部会	○子どもと若者の未来をはぐくむ社会環境づくり部会 ○子どもの健全育成推進部会 ○教育環境づくり部会 ○青少年活動促進部会 ○支援を必要とする子どものための部会 ○「児童の健全育成と放課後対策」をテーマとした共同部会

新計画の策定に向けた調査（対象年齢での比較）（案）



前回の市民ニーズ調査・意識調査一覧

計画	京都市未来こどもはぐくみプラン					はばたけ未来へ / 京都市ユースアクションプラン	京都市貧困家庭の子ども・青少年対策に関する実施計画
調査内容	(1)京都市子育て支援に関する市民ニーズ調査	(2)京都市結婚と出産に関する意識調査	(3)京都市ひとり親家庭実態調査	(4)京都市母子保健に関する意識調査	(5)京都市思春期に関する意識調査	(6)京都市青少年意識行動調査	(7)京都市子どもの生活状況等に関する調査
目的	京都市未来こどもはぐくみプランを策定するに当たり、市民の子育てに関する意識やニーズ、結婚や出産に関する意識等を的確に把握し、プラン策定の基礎資料とするために調査を実施					「はばたけ未来へ / ユースアクションプラン」の策定に当たり、青少年の意識や行動等について現状を把握し、課題と今後の方向性を明らかにするための基礎資料を得ることを目的に実施	家庭の経済状況と子どもの生活習慣等との相関関係を把握することを目的に、貧困状態にある家庭だけでなく、貧困状態にない家庭も含めて市民アンケート調査を実施
実施時期	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成21年度	平成28年度
対象	小学校6年生以下の児童の保護者のうち、住民基本台帳及び外国人登録者	18歳以上49歳未満の市民のうち、住民基本台帳及び外国人登録者	配偶者がいない市民で20歳未満の子がいる世帯のうち、住民基本台帳及び外国人登録者	乳幼児健康調査(4か月児、8か月児、1歳6か月児、3歳児)に来所した母親	13歳から19歳のうち、住民基本台帳及び外国人登録者	13歳以上30歳未満のうち、住民基本台帳及び外国人登録者	0歳以上18歳未満の子どもがいる世帯
調査件数	無作為抽出した 小学校入学前 6,500人 小学生 6,500人	無作為抽出した6,500人	無作為抽出した 母子家庭 3,200件 父子家庭 1,800件	期間中に受診した約4,000人	無作為抽出した5,000人	無作為抽出した1,800人	①無作為抽出した18,000件 ②生保家庭等600件
回収率	小学校入学前 46.3% 小学生 40.8%	28.3%	25.0%	39.8%	23.0%	23.7%	① 48.8% ② 30.5%
設問数	小学校入学前 88問 小学生 68問	36問	45問	43問	46問	24問	乳幼児 31問 小学生 38問 中高生 38問
調査項目	世帯状況 就労状況 保育園・幼稚園の利用状況 学童の利用状況 病児・病後児の対応 一時預かり 地域の子育て支援 職場との両立支援 等	世帯状況 少子化について 結婚について 出産について 真のワーク・ライフ・バランスの実現について 自由記述 等	家族の状況 母子・父子家庭になったときの状況 仕事の状況 住まいの状況 収入と生活費の状況 離婚の状況 育児・教育について 子どもや近所の人等との関係について 日頃の悩みや相談相手 等	基本属性 母親の就労状況 現在の体調 妊娠・出産 子育て 父親の育児参加 喫煙と健康への意識 歯科に関する意識 少子化対策のための取組 等	基本属性 生活習慣 体について 家族との関係 悩みやこころの状態 小さい子どもと触れ合い機会 喫煙や飲酒への意識 規制薬物 性に関すること 将来について 等	世帯状況 生活習慣 自身の気持ちや考え方 地域での活動 行政への興味 青少年施設 自由記述	世帯状況 子どもの教育 子どもの生活環境 家族との関わり 地域との関係 保護者の就労状況 経済状況 必要な支援 等

子育て支援に関する市民ニーズ調査(小学校入学前児童の保護者)(案)

	調査項目	
	番号	
子どもと家族の状況	問1	宛名の子どもの生年月
	問2	居住している地域（行政区等）
	問3	家族・子どもの数
	問4-1	同居・近居の状況
	問4-2	父母の生年月
	問5	看護・介護等が必要な家族
	問6	世帯の1年間の可処分所得
	問7-1	子育てにかかるお金の優先度
	問7-2	子育てにかかる費用
	問8	子育てにかかる時間の優先度
	問9-1	子どもを預けることができる親族・知人の有無
	問9-2	親族に子どもを預けるに当たって心配な点
	問9-3	知人に子どもを預けるに当たって心配な点
父母の就労状況	問10	育児や家事等に主に関わっている者
	問11-1	父母の就労状況及びパートタイム就労の場合のフルタイムへの転換希望
	問11-2	就労していない理由（父母別）
平日の幼稚園・保育施設等の利用	問11-3	未就労の父母の就労希望
	問12-1	平日の幼稚園・保育施設等の利用の有無
	問12-2	利用している幼稚園・保育施設等の種別及び利用量（現状と希望）＜無償化を前提とした設問とする＞
	問12-3	働き方改革が社会に浸透した場合に利用したい幼稚園・保育施設等の種別
	問12-4	働き方改革が社会に浸透した場合における幼稚園・保育施設等の利用希望時間
	問12-5	幼稚園・保育施設等を利用していない理由
	問12-6	幼稚園利用者の長期休業期間中の預かり保育の利用の有無
	問12-7	幼稚園における長期休業期間中に預かり保育を希望する理由
	問12-8	幼稚園における長期休業期間中の預かり保育に係る利用量（現状と希望）
	問13-1	定期的に利用したい幼稚園・保育施設等の種別
土曜日・日曜日・祝日の幼稚園・保育施設等の利用希望	問13-2	幼稚園・保育施設等を利用したい理由
	問13-3	幼稚園・保育施設等を選択する際に重視する事項
病気・病後時の対応	問14-1	土曜日及び日曜日・祝日の幼稚園・保育施設等の利用希望の有無及び利用希望回数等
	問14-2	土曜日、日曜日・祝日に幼稚園・保育施設等の利用を希望する理由
宿泊を伴わない日中の一時預かりの利用	問15-1	子どもが病気で幼稚園・保育施設を利用できなかったことの有無
	問15-2	子どもが病気で幼稚園・保育施設を利用できなかった場合の対応方法及びその日数
	問15-3	病児・病後児のための保育施設の利用希望及びその日数
	問15-4	望ましいと思う病児・病後児のための事業の形態
	問15-5	病児・病後児のための事業を利用しなかった理由
	問15-6	仕事を休んで子どもを看ることができなかった理由
宿泊を伴う一時預かりの利用	問16-1	保護者の私用、通院、不定期の就労等を理由とした、宿泊を伴わない日中の一時預かり事業等の利用の有無及びその日数
	問16-2	宿泊を伴わない日中の一時預かり事業等を利用していない理由
	問17-1	宿泊を伴わない日中の一時預かり事業等の利用希望の有無及び利用希望日数
	問17-2	望ましいと思う宿泊を伴わない日中の一時預かり事業等の形態
地域の子育て支援のための事業の利用	問18-1	保護者の用事（冠婚葬祭、病気等）により、家族以外の者に泊りがけで預ける必要が生じたことの有無
	問18-2	家族以外の者に泊りがけで預ける必要が生じた日数（対処方法別）
	問18-3	親族・知人に預けた場合の対応の困難度
地域の子育て支援のための事業の利用	問19-1	地域の子育て支援のための事業（つどいの広場等）の認知度、利用状況及び利用回数・利用希望回数
	問19-2	地域の子育て支援のための事業（つどいの広場等）を利用していない理由
	問19-3	地域の子育て支援のための事業（つどいの広場等）の利用希望
	問20-1	児童館の利用の有無
	問20-2	児童館の利用目的
	問20-3	児童館を利用していない理由
	問20-4	児童館に期待すること
	問21-1	ファミリーサポート事業の利用の有無
	問21-2	ファミリーサポート事業の利用目的
	問21-3	ファミリーサポート事業の利用回数及び利用希望回数
	問21-4	ファミリーサポート事業を利用していない理由
	問21-5	ファミリーサポート事業の今後の利用希望
	問22	子ども・子育て支援に関する事業・施設の認知度、利用状況及び今後の利用希望

	調査項目	
	番号	
小学校入学後の放課後の過ごし方	問23	放課後の時間を過ごさせたい場所及びその日数（低学年・高学年別）
	問24	土曜日、日曜日・祝日及び長期休暇中の放課後児童クラブ（学童保育）の利用希望の有無及び利用したい時間帯
職場の両立支援制度	問25-1	父母の育児休業の取得状況、職場復帰の有無、短時間勤務制度利用の有無及び育児休業取得中の離職の有無
	問25-2	育児休業を取得していない理由
	問25-3	子どもが1歳になるまで育児休業を取得することに関する意向
	問25-4	職場復帰のタイミング
	問25-5	職場復帰の実際の時期と希望していた時期（子どもの年齢で回答）
	問25-6	希望の時期よりも早く又は遅く職場復帰した理由
	問25-7	職場復帰時に短時間勤務制度を利用しなかった理由
	問25-8	父母の離職と保育施設等の利用見込み及び両立支援制度との関係
	問25-9	就労している企業等に子どもが3歳になるまで育児休業を取得する制度がある場合に当該休暇の取得を希望する期間（子どもの年齢で回答）
	問26	子育てをしている今の気持ち
	問27	子育てをしていて「楽しい」「良かった」と感じる事
	問28	子育てをしていて日頃不安に感じる事
	問29	子育てをしていて日頃感じる不安や悩みを相談する機関・人
	問30	父親が子育てにかかわりづらい理由
	問31	子育てと仕事の両立を支援するために社会全体で取り組んでほしい制度や支援策
	問32	子どもと遊ぶ機会等の頻度
	問33	朝食・夕食の状況
	問34-1	家庭での料理の頻度
	問34-2	自宅で調理しない場合の食事内容
	問35	かかりつけ医の有無
	問36	休日・夜間に診てもらえる小児救急医療機関の認知度
	問37-1	子育てに関して知りたい情報
	問37-2	子育てに関する情報の入手方法
	問38	子育て仲間の有無
	問39-1	子育てサークル等への参加の有無
	問39-2	子育てサークル等の活動をしていくに当たって行政や地域に行ってほしい支援
	問39-3	子育てサークル等に参加していない理由
	問40	子育てに関して近所や地域の人々に期待すること
	問41	平日の日中に子どもを遊ばせる場所
	問42-1	子どもとの外出する際の主な移動方法
	問42-2	子どもとの外出する際の移動可能な距離
	問43	子どもとの外出時に困ること
	問44	「子どもを共に育む京都市民憲章」の認知度
	問45	子どもを健やかに育てるために行政に期待すること
	問46	京都市の子ども・子育て支援に関する住民実感
	問47	行政施策や社会制度のあり方に関する希望及び意見（自由記述）
	問48	回答者の続柄

子育て支援に関する市民ニーズ調査(小学生の保護者)(案)

	調査項目	
	番号	
子どもと家族の状況	問1	宛名の子どもの生年月
	問2	居住している地域（行政区等）
	問3	家族・子どもの数
	問4-1	同居・近居の状況
	問4-2	父母の生年月
	問5	看護・介護等が必要な家族
	問6	世帯の1年間の可処分所得
	問7-1	子育てにかかるお金の優先度
	問7-2	子育てにかかる費用
	問8	子育てにかかる時間の優先度
父母の就労状況	問9-1	子どもを預けることができる親族・知人の有無
	問9-2	親族に子どもを預けるに当たって心配な点
	問9-3	知人に子どもを預けるに当たって心配な点
	問10	育児や家事等に主に関わっている者
子どもの状況	問11-1	父母の就労状況及びパートタイム就労の場合のフルタイムへの転換希望
	問11-2	就労していない理由（父母別）
	問11-3	未就労の父母の就労希望
病気・病後時の対応	問12	文化芸術活動・自然体験・スポーツ活動への参加
	問13	学校等での成績の状況
	問14	子どもの自己肯定感
病気・病後時の対応	問15-1	子どもの病気やけがで学校を休まなければならなかったことの有無
	問15-2	子どもの病気やけがで学校を休まなければならなかった場合の対応方法及びその日数
	問15-3	病児・病後児保育事業の利用状況及びその日数
	問15-4	望ましいと思う病児・病後児のための事業の形態
	問15-5	病児・病後児のための事業を利用しなかった理由
	問15-6	仕事を休んで子どもを看ることができなかった理由
宿泊を伴わない日中の一時預かりの利用	問16-1	保護者の私用、通院、不定期の就労等を理由とした、宿泊を伴わない日中の一時預かり事業等の利用の有無及びその日数
	問16-2	宿泊を伴わない日中の一時預かり事業等を利用していない理由
	問17-1	宿泊を伴わない日中の一時預かり事業等の利用希望の有無及び利用希望日数
	問17-2	望ましいと思う宿泊を伴わない日中の一時預かり事業等の形態
宿泊を伴う一時預かりの利用	問18-1	保護者の用事（冠婚葬祭、病気等）により、家族以外の者に泊りがけで預ける必要が生じたことの有無
	問18-2	家族以外の者に泊りがけで預ける必要が生じた日数（対処方法別）
	問18-3	親族・知人に預けた場合の対応の困難度
地域の子育て支援のための事業の利用	問19	子育て支援施策・サービスの認知度、利用状況及び利用希望
ファミリーサポート事業の利用	問20-1	ファミリーサポート事業の利用の有無
	問20-2	ファミリーサポート事業の利用目的
	問20-3	ファミリーサポート事業の利用頻度・利用希望回数
	問20-4	ファミリーサポート事業を利用していない理由
	問20-5	ファミリーサポート事業の今後の利用希望（未利用者向け設問）
その他子育てに関すること	問21	子育てをしている今の気持ち
	問22	子育てをしていて「楽しい」「良かった」と感じること
	問23-1	子育てをしていて日頃不安に感じること
	問23-2	子育てをしていて日頃感じる不安や悩みを相談する機関・人
	問24	子どもと遊ぶ機会等の頻度
	問25	子どもに勉強を教える機会の有無
	問26	父親が子育てにかかわりづらい理由
	問27	子育てと仕事の両立を支援するために社会全体で取り組んでほしい制度や支援策
	問28	朝食・夕食の状況
	問29-1	家庭での料理の頻度
	問29-2	外食などの頻度
	問30	かかりつけ医の有無
	問31	休日・夜間に診てもらえる小児救急医療機関の認知度
	問32-1	地域が実施する子育て世帯向け事業への参加状況
	問32-2	よく参加する子育て世帯向け事業の運営主体
	問32-3	今後子どもに参加させたい地域が実施する子育て世帯向け事業の内容
	問33	「子どもを共に育む京都市民憲章」の認知度
	問34	子どもを健やかに育てるために行政に期待すること
	問35	京都市の子ども・子育て支援に関する住民実感
	問36	行政施策や社会制度のあり方に関する希望及び意見（自由記述）
	問37	回答者の続柄

家族や家庭生活のあり方に関する意識調査(案)

	調査項目	
	番号	
基本事項	問1	性別、年齢
	問2	居住区
	問3	職業
	問4-1	最終学歴
	問4-2	今までの学習状況（親との学習機会、塾等）
	問4-3	小中高生のころの通塾状況
	問4-4	学生時代の文化芸術活動、自然体験、スポーツ活動の機会の有無
	問4-5	学校等での学習状況（成績など）
	問5	世帯の1年間の可処分所得
	問6	同居家族の職業・年齢・健康状態
	問7	子どもの時に同居していた家族の職業・年齢・健康状態
	問8	子どもの時の親・保護者との関わり（遊ぶ機会）
	問9	子どもの時の親・保護者との関わり（食事の機会）
少子化について	問10	少子化が社会に与える影響
	問11	出生率が低い原因
	問12	出生率の増加が必要と考えるか
	問13	少子化対策として効果ある施策について
結婚について	問14-1	結婚の有無
	問14-2	今後の結婚願望
	問14-3	結婚したい年齢
	問14-4	結婚しない理由
	問15-1	結婚生活に利点があると思うか
	問15-2	具体的な利点は何か
	問15-3	独身生活に利点があると思うか
	問15-4	具体的な利点は何か
	問16	独身生活を続けるとした場合の心配や不安
	問17	結婚するとした場合の心配や不安
	問18	結婚することで失いたくないものは何か
	問19	家庭や家族に関する考え方
	問20	生き方のタイプ
	問21	未婚や晩婚が増えている理由
	問22	行政が結婚する機会を増やす支援を行うことについてどう思うか
	問23	行政が実施することが望ましい施策
出産について	問24	現実の子どもの人数
	問25	理想の子どもの人数
	問26	理想と現実の比較
	問27	子どもが欲しくない、理想の数との差の理由
	問28	理想の子どもを持つために必要なこと
	問29-1	出産後の実家との理想的な距離
	問29-2	具体的な距離
「真のワーク・ライフ・バランス」の実現について	問30	「真のワーク・ライフ・バランス」について知っていたか
	問31-1	仕事と生活の調和が図れていると思うか
	問31-2	図れていない理由
	問31-3	【子どもがいる場合】子どもとの時間（遊びや勉強）は確保できているか
	問32	結婚前後の仕事の状況変化
	問33-1	出産による退職の有無
	問33-2	退職した理由
	問33-3	再就職の有無
	問33-4	再就職のきっかけは
	問33-5	出産を機に退職する予定は
	問33-6	出産を機に退職する理由
	問34	仕事と生活の調和のために企業等に取り組んで欲しいこと
	問35	仕事と生活の調和を積極的に推進する企業等についてどう思うか
	問36	行政に期待すること
その他	問37-1	結婚や出産後に京都市に住み続けたいと思うか。
	問37-2	そう思う理由（自由記述）
	問38	行政施策や社会制度のあり方に関する希望及び意見（自由記述）

	調査項目	
	番号	
基本事項	問1	母子家庭又は父子家庭に該当するか
	問2	生年月
	問3	子どもの年齢
	問4	同居家族の人数
	問5	家事分担
ひとり親家庭になったときの状況	問6	ひとり親家庭になった時期
	問7	前配偶者との婚姻期間
	問8-1	ひとり親家庭になった理由
	問8-2	離婚を決意した主たる要因
	問9	ひとり親家庭になったとき仕事をしていたか
	問10	仕事をやめた理由
仕事の状況	問11	現在の仕事
	問12-1	現在の仕事についている年数
	問12-2	就労形態
	問12-3	仕事の種類
	問12-4	勤務先の規模
	問12-5	平均的な勤務時間と帰宅時間
	問12-6	仕事上の悩み
	問12-7	転職希望
	問12-8 ア	転職先の就労形態
	問12-8 イ	転職先の職種
	問13-1	仕事をしていない理由
	問13-2	今後の就職希望
	問13-3 ア	就職希望先の就労形態
	問13-3 イ	就職希望先の職種
	問14	現在持っている資格・技能
住まいの状況	問15	住宅の種類
	問16	ひとり親家庭になる前からの住宅かどうか
	問17	公営住宅への転居希望の有無
世帯収入と生活費の状況	問18	世帯収入の状況
	問19	年額の世帯総収入及び可処分所得、あなた自身の総収入及び就労収入
	問20	世帯の月平均の生活費
	問21	生活費の中で特に支出額が多いもの
離婚の状況	問22	養育費の取り決めの有無
	問23-1	養育費の支払いは取り決めどおりか
	問23-2	養育費の月額
	問24	面会交流の取り決めの有無
	問25-1	面会交流の状況
	問25-2	面会交流の頻度
	問26	ひとり親家庭になった直後の気持ち
	問27	ひとり親家庭になった直後の生活状況
育児・教育について	問28	子どもの進学についての希望
	問29	子どもに関する悩み
	問30	子ども（就学前児童）の世話を主にする人は誰か
	問31	放課後、長期休業中に子どもの世話をするのは誰か（小1～小3）
	問32	放課後、長期休業中に子どもの世話をするのは誰か（小4～小6）
	問33	塾や習い事に行っているか
	問34	塾や習い事の内容
	問35-1	生活保護世帯等生活困窮世帯の子どもに対する学習支援の認知状況
	問35-2	学習支援の利用状況
	問35-3	学習支援の利用希望
	問35-4	学習支援の利用を希望しない理由
	問36	あなた自身の最終学歴
	問37	子どもの学校での勉強の成績

	調査項目	
	番号	
育児・教育について	問38	文化芸術活動・自然体験・スポーツ活動の機会の有無
	問39	子どもに勉強を教える機会の有無
	問40	子どもの自己肯定感
	問41	子どもと遊ぶ機会等の頻度
	問42	子どもの朝食・夕食の状況
	問43-1	子どもの夕食をつくる（料理をする）頻度
	問43-2	料理・外食等の状況
	問44	子育てにかかる時間やお金等の優先度
子どもや近所の人等との関係について	問45	家族・親戚以外で、日頃から子どもを見てもらえる人がいるか
日頃の悩みや相談	問46	ひとり親家庭になった当時及び現在困ったこと
	問47	ひとり親家庭になった当時及び現在困ったときに相談する人
	問48	悩み事などを相談された行政機関
	問49-1	ひとり親家庭支援施策の利用の有無等
	問49-2	ひとり親家庭支援施策以外の福祉施策の利用の有無等
	問50-1	京都市ひとり親家庭支援センターゆめあすを知っているか
	問50-2	ゆめあすの事業を知っているか
	問50-3	ゆめあすでのイベント等に参加したいか
	問50-4	必要としない理由
	問51	住民実感
	問52-1	市や国に要望したいこと
	問52-2	要望したいことについて特に望むことや意見（自由記述）
	問53	ひとり親家庭ということで何かつらい思いをしたか（自由記述）

母子保健に関する意識調査(案)

	調査項目	
	番号	
基本事項	問1	母親の年齢
	問2	居住している地域（行政区等）
	問3	健診を受けた子どもの兄弟数等
	問4-1	就労状況
	問4-2	就労形態
	問5	世帯の1年分の可処分所得
	問6	子育てにかかる時間やお金の優先度
	問7	心身の状況
妊娠・出産	問8-1	不妊について悩んだことの有無
	問8-2	不妊に関する悩みの相談先
	問9	妊娠中の妊娠・出産・育児に関する心配や不安の有無
	問10	妊娠や出産の悩みや不安の相談先
	問11	妊娠中と産後1か月間の精神的落ち込みやイライラの有無
	問12-1	育児期間中のサポートの有無
	問12-2	サポートを受けられなかった理由
	問13-1	育児期間中で特に悩みや不安が大きかった時期
	問13-2	悩みや不安の内容
	問13-3	悩みや不安の相談先
	問14	ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間の有無
	問15	子どもを育てにくいと感じることの有無
	問16	父親の育児参加の有無
	問17	父親の育児参加の具体的な内容
	問18	父親にしてもらいたい育児の具体的な内容
	問19	父親が母親の精神的支えになっているかどうかの認識
	問20-1	子どもの事故の有無
	問20-2	事故の内容
	問20-3	事故の原因
	問21-1	京（みやこ）あんしんこども館の利用の有無
	問21-2	京（みやこ）あんしんこども館の利用の有無利用による意識の変化
	問21-3	取り組んだ事故予防の内容
	問22	子どもが寝返りできるまでの寝かせ方
飲酒・喫煙	問23	飲酒の有無及び飲酒している場合の量
	問24	喫煙の有無及び喫煙している場合の量
	問25	同居者の喫煙の有無及び喫煙している場合の量
	問26	本人及び同居者が喫煙している場合の喫煙する場所
	問27	飲食店等を利用する場合の禁煙施設・スペースの確認の有無
	問28	受動喫煙防止に関する認識
食生活・歯と口	問29	家族の食生活で気をつけていること
	問30	家族の食事作りで工夫していること
	問31-1	食事作りを楽しめることができるかの認識
	問31-2	食事作りが楽しくできない理由
	問32	妊娠中から現在までの歯科健診・歯科治療の有無
	問33	母親の口や歯に関して気になること
	問34	子どもの口や歯で知りたいこと、心配なこと
	問35	乳幼児虫歯予防対策（フッ化物歯面塗布）に関する認識
京都市での出産・育児に対する気持ち	問36	今後も京都市で出産や子育てを続けたいと思うか
母子保健サービス	問37	母子保健サービスの認知度・利用状況等

青少年・若者に関する意識行動と思春期保健に関する調査(案)

	調査項目	
	番号	
基本事項	問1	性別
	問2	年齢
	問3	居住地域
	問4	同居の状況
	問5	学生・職業（就職している方は、その状況）
家族	問6	家族への感情・関わり
	問7	親は自分のことを理解していると思うか
友人関係	問8	普段付き合っている友人の数
	問9	友人との付き合いの状況
生活・居場所	問10	今の生活の満足度
	問11	各場所・場面で感じる気持ち
	問12	休日を過ごす相手
	問13	休日の過ごし方
	問14	新しい知識や情報の入手方法
地域活動への参加	問15-1	この3年間で、学校や仕事以外で、地域の伝統行事、スポーツ大会、自然体験、美化活動等に参加したことがあるか
	問15-2	上記活動で今後参加してみたい活動はあるか
	問15-3	上記活動に参加して良かったと思うことは何か
	問15-4	上記活動の情報をどこで知ったか
	問15-5	上記活動に参加しなかった理由は何か
健康	問16	起床時間と就寝時間
	問17	自分の生活リズム（起床時間、就寝時間など）に問題があると思うか
	問18	自分の健康についてどのように思うか
	問19	ふだん運動をしているか
	問20	ふだん朝食・夕食を食べているか、誰と食べることが多いか
	問21	現在の身長・体重と理想の体重
	問22-1	ダイエットをしたこと（している）があるか
	問22-2	ダイエットをした（している）理由は何か
	問23	健康について知りたいことはあるか
気持ちや悩み	問24	自身の感情や状況
	問25	どのような悩みや心配ごとがあるか
	問26	悩みや心配ごとがあるとき、誰に相談しているか
規範意識	問27	未成年の飲酒、たばこ、いじめ、暴力等をどう思うか。
スマートフォンや携帯に 関すること	問28	平日、1日にどのくらいスマートフォンや携帯電話等を利用するか
	問29	スマートフォンや携帯電話等の利用目的
喫煙に関すること	問30-1	たばこを吸ったことがあるか
	問30-2	初めてたばこを吸ったのは何歳か
	問31	たばこが健康に及ぼす影響を学校などで学んだことはあるか
	問32	受動喫煙が健康に及ぼす影響を知っているか
性に関すること	問33	性感染症で知っているものはあるか
	問34	エイズやHIVについて知っていることはあるか
	問35	性感染症や避妊方法について、何から情報を得ているか
	問36	性交についてどのように考えているか
	問37	同性間での恋愛についてどう思うか
小さな子どもと触れ合う機 会・育児体験	問38	小さな子どもとふれあう機会があるか、又は過去にあったか
	問39	育児体験（ミルクを飲ませる、おむつをかえる、一緒に遊ぶなど）をしたいと思うか（したことがあるか）。
ライフデザイン	問40	将来の結婚や子育てについてどう考えているか（既婚者又は子育て中の方はどう考えていたか）
	問41	将来の自分のライフデザイン（何處ごろに結婚や出産をしたいか等）について考えているか（考えていたか）
	問42	医学的に妊娠しやすい時期があると言われていたことを知っていたか
「大人」「働くこと」への考 え方	問43	「大人になる」とはどのようなことだと思うか
	問44	働く目的は何だと思うか

	調査項目	
	番号	
市政への興味・参加	問45	市政のどのような分野（環境，財政，文化，福祉等）に興味があるか
	問46	市政やまちづくりに関して意見を述べる機会があれば述べたいか
	問46-1	上記で「述べたいと思う」理由は何か
	問46-2	上記で「述べたいと思わない」理由は何か
子ども・若者を対象とした施設の利用状況等	問47	子ども・若者を対象とした育成支援機関等を知っているか。
	問48-1	京都市青少年活動センターを利用したことはあるか。
	問48-2	（利用したことがある方に対して）利用することはどのような点でよいと思いますか。
	問48-3	（利用したことがない方に対して）理由はなんですか。
	問49	青少年活動Cでは様々な事業を実施しているが，どのような事業に参加してみたいか
京都への愛着	問50	青少年活動Cでは，スタッフによる相談を行っているが，どのような相談をしてみたいか
	問51	京都に愛着があるか
幼少期の状況について	問52	自身が子ども（小学生）のとき，親に遊んでもらったか
	問53	自身が子ども（小学生）のとき，親に勉強を教えてもらったか
	問54	文化芸術活動・自然体験・スポーツ活動の機会の有無
可処分所得について	問55	世帯1年間の可処分所得はいくらか
自由記述	問56	あなたのご意見をご自由にお書きください

青少年・若者に関する意識行動と思春期保健に関する調査（保護者用）（案）

	調査項目	
	番号	
基本事項	問1	子どもから見た回答いただく方の続柄
子どもについて	問2	学校での成績について
	問3	子どものために充実してほしい支援
回答いただく方について	問4	子どもと学校や生活状況について会話をする頻度
	問5	子育てにかかる時間やお金の優先度の考え方
世帯所得について	問6	あなたの世帯の昨年の収入の合計額
	問7	あなたの世帯の昨年の可処分所得
自由記述	問8	行政施策や社会制度のあり方に関する希望及び意見

ひきこもり等の支援に関する関係団体ヒアリング調査（案）

1 目的

「青少年・若者に関する意識行動と思春期保健に関する調査」では把握が難しいひきこもり等の支援を必要とする青少年・若者の実態について、実際に支援を実施している団体に対してヒアリングを行うことにより実態を把握する。

2 実施時期

平成30年9月頃

3 ヒアリング対象団体

【本市におけるひきこもり等の支援の中核となる団体】

- ・ 京都市ユースサービス協会
- ・ 京都市社会福祉協議会

【NPO等民間団体でひきこもり等の支援を行っている団体】

- ・ 恒河沙^{ごうがしゃ}母親の会
- ・ 京都 ARU
- ・ 京都教育サポートセンター
- ・ エイドネット cafe
- ・ 東山区「不登校・ひきこもりを考える親の会」シオンの家
- ・ 若者と家族のライフプランを考える会
- ・ 京都老人福祉協会ワークパートナーYUI
- ・ 京都市男女参画推進協会

※ 調査を行う中で、上記団体以外にもヒアリングを実施すべき団体を把握した場合には、ヒアリング調査を実施する。

4 主なヒアリング項目

- (1) 各団体における支援者の基礎情報
- (2) 各団体における支援対象者の情報
 - ・ 支援対象者の特徴（障害の有無）や範囲（年齢等）
 - ・ ひきこもりになった原因，年齢，ひきこもり期間 等
- (3) 支援のポイントと代表的な事例
- (4) ひきこもり等の支援ネットワークの状況
 - ・ 他機関等との連携
 - ・ ネットワークを活用した支援 等
- (5) 本市における施策等の方向性
 - ・ 支援コーディネーターと各区役所・支所保健福祉センターとの連携
 - ・ 学校との連携
 - ・ 地域との連携による潜在ニーズの掘り起こし 等

5 その他

関係団体ヒアリング調査と並行し、各区役所・支所保健福祉センターで把握しているひきこもり等の支援を必要とする方の支援状況の集約及び整理を行う。

小学生等の放課後の過ごし方に関する実態調査(市立小学校)(案)

	調査項目	
	番号	
子どもの放課後の過ごし方	問1-1	子どもと同居している家族
	問1-2	放課後に家にいる家族
	問2	子どもが月曜日から金曜日の放課後どのような場所で過ごすか
	問3	習い事について
京都市の学童クラブ事業について	問4-1	【学童クラブ事業を利用している場合】 当該事業に対する要望
	問4-2	【学童クラブ事業を利用していない又は以前利用していたが退会した場合】 当該事業を利用していない理由
	問4-3	【学童クラブ事業を以前利用していたが退会した場合】 当該事業を退会した理由
京都市の放課後まなび教室について	問5-1	【放課後まなび教室を利用している又は1年生でこれからの利用を考えている場合】 当該事業に対する要望
	問5-2	【放課後まなび教室を利用していない場合】 当該事業を利用していない理由
京都市の学童クラブ事業と放課後まなび教室の併用について	問6-1	併用して利用している（利用を考えている）理由
	問6-2	併用に当たっての要望
児童館(学童クラブ事業以外での利用)について	問7-1	学童クラブ事業以外の児童館スペース開放やクラブ活動の認知
	問7-2	【利用したことがある方】 利用した（している）理由
	問7-3	【利用していない（したことがない）方】 利用しない理由
放課後等デイサービスについて	問8-1	利用している事業所を選んだ理由
	問8-2	利用している事業所への要望

小学生等の放課後の過ごし方に関する実態調査(総合支援学校)(案)

	調査項目	
	番号	
基本事項	問1	子どもと同居している家族
	問2	居住している地域（行政区等）
	問3	主に子どもの世話をしている保護者の就労状況
	問4	子どもの障害者手帳の所持状況
	問5-1	子どもの医療的ケアの有無について
	問5-2	医療的ケアに関する自由記述（不安点・要望）
子どもの放課後の過ごし方	問6	子どもが月曜日から金曜日の放課後どのような場所で過ごすか
	問7	【学童クラブ事業等を利用している場合】 当該事業を利用している理由
	問8	【自宅で保護者と過ごしている場合】 誰とどのように過ごしているか。また、在宅サービスを利用しているか。
	問9	【習い事に通っている場合】 習い事に通っている理由
放課後等ディサービスについて	問10-1	【利用している方】 利用している事業所を選んだ理由
	問10-2	【利用している方】 利用している事業所への要望
	問10-3	【利用していない方】 利用しない理由

「京都市子どもの生活状況等に関する調査」の調査項目の活用について（案）

1 目的

「京都市貧困家庭の子ども・青少年対策に関する実施計画」（平成29年3月策定）の基礎資料とすることを目的に実施した「京都市子どもの生活状況等に関する調査（平成28年8月実施）」からの経年変化を捕捉するとともに、新たに青少年（18歳以上）について、幼少期の家族との関わりや社会体験の有無による、現在の生活状況、就職、自己肯定感の違いを調査することにより、新計画策定に向けた基礎資料とすることを目的とする。

2 調査方法

以下の調査において項目を新たに追加することにより、平成28年度に実施した前回調査より幅広い世代、家庭を対象とした調査を実施する。

(1) 項目を追加する調査

子育て支援に関する市民ニーズ調査（13,000件）

家族や家庭生活のあり方に関する意識調査（6,500件）

ひとり親家庭に関する実態調査（5,000件）

母子保健に関する意識調査（4,000件）

青少年・若者に関する意識行動と思春期保健に関する調査（6,500件）

(2) 調査総数

35,000件

※ 前回調査は18,000件

(3) 対象年齢

0歳以上18歳未満の子どもがいる家庭

13歳以上49歳未満の本人

※ 前は0歳以上18歳未満の子どもがいる家庭

3 主な調査項目

(1) 子ども（0歳から18歳未満）を養育する保護者への調査項目

ア 世帯の1年間の可処分所得

イ 子どもの自己肯定感

ウ 学校の成績

エ 子どもと学校や生活について会話する機会

オ 子育てにかける時間やお金の優先度 等

(2) 子ども（13歳から18歳未満）への調査項目

ア 家族との関わり

⇒親と遊んでもらった頻度

⇒親に勉強を教えてもらった機会の有無

イ 文化芸術活動・自然体験・スポーツ活動の機会の有無

ウ 学校等での成績の状況

エ 朝食・夕食の状況、料理・外食等の状況 等

(3) 青少年（18歳以上）への調査項目

ア 幼少期の状況

⇒家族との関わり

⇒幼少期の文化芸術活動・自然体験・スポーツ活動の機会の有無

イ 現在の状況

⇒自己肯定感

⇒就職の状況

⇒朝食・夕食の状況、料理・外食等の状況 等

小学生等の放課後の過ごし方に関する実態調査（市立小学校 1， 4， 6 年生用）

調査票（案）

お子さんの状況について

問 1-1 宛名のお子さんとの同居している御家族について、当てはまる番号を全て選び回答欄に記入してください。(続柄は宛名のお子さんからみた関係)。

【答案】(1) ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

1. 父 2. 母 3. 祖父 4. 祖母
5. 兄 (人) 6. 姉 (人) 7. 弟 (人) 8. 妹 (人) 9. その他 ()

問 1-2 宛名のお子さんの放課後、保護者の方がどなたか家におられますか。

回答【 , 】

1. 父、母のどちらかは家にいる 2. 祖父母のどちらかは家にいる
3. 誰もいない 4. その他

問2 宛名のお子さんについて、月曜日から金曜日の放課後の時間をどのような場所で過ごしていますか。
それぞれの項目について、当てはまる番号に○をつけてください。

	毎日	4日	2～3日	1日のみ	利用して いない
自宅（学校から直接帰宅し、その後ほとんど外出しない場合等）	1	2	3	4	5
祖父母宅や保護者の友人・知人宅へ預けている	1	2	3	4	5
習い事や塾	1	2	3	4	5
京都市の学童クラブ事業（※）	1	2	3	4	5
企業や団体等が運営している民間の学童保育	1	2	3	4	5
京都市の放課後まなび教室	1	2	3	4	5
児童館（学童クラブ事業以外）	1	2	3	4	5
放課後等デイサービス	1	2	3	4	5
学校内のクラブ活動、校庭開放	1	2	3	4	5
ファミリーサポート事業	1	2	3	4	5
（自宅以外で）友人と遊ぶ	1	2	3	4	5
その他①（ ）	1	2	3	4	5
その他②（ ）	1	2	3	4	5

(※) 本調査では学童クラブ事業に放課後ほっと広場の学童クラブ機能（ゆうゆうクラブ）を含みます。

○学童クラブ事業

ひとり親家庭、両親の共働きその他の事情などで放課後留守になる家庭の小学生の児童に、児童館・学童保育所等で遊びや生活の場を提供しています。

児童館等による学童クラブ事業を実施していない地域において、ひとり親家庭、両親の共働きその他の事情などで放課後留守になる家庭の小学生の児童に、小学校内で遊びや生活の場を提供しています。

学校施設を活用し、地域の方々、PTA、学生等の皆様の参画のもと、子どもたちの学習の習慣づけを図る「自主的な学びの場」と「安心安全な居場所」を提供する取組であり、京都市立の全小中学校で実施しています。

心身に障害のある就学中の児童が通所し、生活能力の向上のための訓練や集団適応訓練等を行います。また、保護者の方に対して、療育についての助言を行っています。

子育ての援助を受けたい人と子育ての援助を行いたい人とが会員となり、保育所等の送迎や、冠婚葬祭の際の子どもの預かりなど、育児の助け合いを行っています。

問3 通っている理由を2つまで選び回答欄に記入してください。

1. 学習習慣を身に付けさせるため	2. 学力向上のため
3. 運動能力向上のため	4. 豊かな感性や技術等を身に付けさせるため
5. お子さんの人間関係を広げるため	6. 放課後のお子さんの居場所のため
7. お子さんが希望したため	8. その他（ ）

問４－１ 利用している京都市の学童クラブ事業に対し望むことを２つまで選び回答欄に記入してください。

1. 小学校内・学校近くでの実施	2. 預かり時間の延長
3. 施設・設備の改築, 充実	4. 活動内容の充実
5. 安全対策や衛生対策の充実	6. 利用料金の軽減
7. 障害のある子どもの受入れ体制の充実	8. 保護者への情報提供や対応
9. 特に要望はない／わからない	10. その他（

1. 実施場所が遠い（学校内でない等）	2. 利用したい時間帯が合わない
3. 設備が不十分だと感じる	4. 活動内容が不十分だと感じる
5. 安全上の不安がある	6. 利用料金が高い
7. 障害のある子どもの支援に不安がある	8. 利用方法や対象者が分からない
9. 利用する必要がない	10. その他（

回答【 , 】

- | | |
|-------------------------|--------------------|
| 1. 両方を利用しやすいとする環境、制度の整備 | 2. 両方又は一方の活動・行事の充実 |
| 3. 放課後まなび教室の実施日数の充実 | 4. 双方の職員・スタッフの連携強化 |
| 5. 特に要望はない／わからない | 6. その他（ ） |

児童館（学童クラブ事業以外での利用）について

問 7-1 児童館において、学童クラブ事業以外に日常の自由遊びのためのスペース開放、将棋や卓球等のクラブ活動及び行事活動等、子どもを育成する活動を行っていることをご存知ですか。当てはまる番号を選び回答欄に記入してください。

回答【 】

1. 利用している／したことがある 2. 知っているが利用したことはない 3. 知らなかった

⇒ 問7-2へ

⇒ 問7-3へ

⇒ 問7-3へ

問7-2 利用している理由を2つまで選び回答欄に記入してください。

回答【 , 】

1. お子さんの身の回りの世話をすることができないときに利用している
2. 児童館でのクラブ活動に参加している
3. 児童館での地域交流等を通じ、人間関係を広げたい
4. 児童館における子ども相談・援助活動を利用している
5. 児童館での行事等への参加をきっかけに利用を継続している
6. 小学校入学以前から利用しており（乳幼児クラブ等）、そのまま継続して利用している
7. その他（ ）

問7-3 利用していない理由を2つまで選び回答欄に記入してください。

回答【 **】**

1. 学童クラブ事業以外の活動を知らなかった
2. 利用する必要がない
3. 利用したい時間帯が合わない
4. 児童館が家の近くにない・どこにあるか分からない
5. 参加したい行事を実施していない
6. 事業の対象者や利用方法がわからない
7. その他（ ）

放課後等デイサービスについて

<放課後等デイサービスを利用している方にお聞きします。>

問8-1 通っている事業所を選んだ理由を2つまで選び回答欄に記入してください。紛糾

回答【 , 】

1. 家から近く、通いやすい
2. 休日の営業等、利用時間が希望に合っている
3. 事業所の設備が充実している
4. 事業所の理念や療育内容
5. 職員体制が充実している
6. 保護者への情報提供や対応
7. 事業所の評判が良い
8. 通っている子どもの年齢層がちょうど良い
9. 何となく／わからない
10. その他（ ）

問 8-2 通っている事業所に対する要望を2つまで選び回答欄に記入してください。

回答【 , 】

1. 利用時間の延長
2. 土日・祝日の実施
3. 施設・設備の充実
4. 療育内容の充実
5. 支援計画の充実
6. 職員体制の充実
7. 安全・衛生対策の充実
8. 保護者への情報提供や対応
9. 特に要望はない／わからない
10. その他（ ）

小学生等の放課後の過ごし方に関する実態調査（市立総合支援学校用）

調査票（案）

[illegible]

【お子様の放課後の過ごし方について】

問6 宛名のお子様について、1週間のうち、平日の放課後の時間をどのように過ごしていますか。それぞれの項目について、当てはまる番号に○を付けてください。

	毎日	平日の大半	数日	1日のみ	利用していない
自宅（学校から直接帰宅し、その後ほとんど外出しない場合等）	1	2	3	4	5
祖父母宅や保護者の友人・知人宅	1	2	3	4	5
習い事	1	2	3	4	5
京都市の学童クラブ事業又は放課後ほっと広場（ゆうゆうクラブ）	1	2	3	4	5
民間の企業・団体が運営している学童クラブ	1	2	3	4	5
児童館（学童クラブ以外）	1	2	3	4	5
放課後等デイサービス	1	2	3	4	5
移動支援	1	2	3	4	5
通院	1	2	3	4	5
訪問看護	1	2	3	4	5
学校内のクラブ活動	1	2	3	4	5
学校の園庭開放	1	2	3	4	5
ファミリーサポート事業を利用	1	2	3	4	5
友人と遊ぶ	1	2	3	4	5
その他（ ）	1	2	3	4	5

※学童クラブ事業

ひとり親家庭、両親の共働きその他の事情などで昼間留守になる小学生の児童を、放課後安全に保護し、かつ、健やかに育成するために、児童館・学童保育所で学童クラブ事業を実施しています。

※放課後ほっと広場（ゆうゆうクラブ）

児童館等による学童クラブ事業を実施していない地域において、ひとり親家庭、両親の共働きその他の事情などで昼間留守になる家庭の小学生の児童を、放課後安全に保護し、かつ、健やかに育成するために、小学校内で「学童クラブ機能」を有する事業を実施しています。

※放課後まなび教室

学校施設を活用し、地域の方々、PTA、学生等の皆様の参画のもと、子どもたちの学習の習慣づけを図る「自主的な学びの場」と「安心安全な居場所」を提供する取組です。京都市立の全小学校で実施しています。

※ファミリーサポート事業

子育ての援助を受けたい人と子育ての援助を行いたい人とが会員となり、保育施設等の開始前や終了後の送迎や子どもの預かり、冠婚葬祭の際の子どもの預かりなど、お互いに育児の助け合いを行う事業です。

■京都市の学童クラブ事業、放課後ほっと広場（ゆうゆうクラブ）（以下「学童クラブ等」という。）を利用している方にお聞きします。

問7 学童クラブ等を利用している理由について、当てはまるものを2つまで選び、回答欄に記入してください。

回答【 , 】

- | | |
|---------------------------|--------------------------------|
| 1. 保護者が就労等している時間の居場所確保のため | 2. 様々な経験をさせるため。 |
| 3. お子さんの人間関係を広げるため | 4. 事業内容が気に入ったため |
| 5. お子さんが希望したため | 6. その他（ ） |

1. 利用時間の延長
2. 土日・祝日の実施
3. 施設・設備の充実
4. 療育内容の充実
5. 支援計画の充実
6. 保護者への密な連絡や意見要望への丁寧な対応
7. 安全・衛生対策の充実
8. 医療的ケアが可能な職員の増員
9. 機能訓練が出来る職員（理学療法士や作業療法士等）の配置
10. 特に要望はない／わからない
11. その他（ ）

問10-3 放課後等デイサービスを利用していない理由について、当てはまるものを2つまで選び、回答欄に記入してください。

回答【 , 】

1. 放課後に両親や祖父母、親戚等が子どもを家で世話できるため、利用する必要がない
2. 学童クラブや児童館を利用しているため、利用する必要がない
3. 在宅の福祉サービスを利用しているため、利用する必要がない
4. 利用希望はあるが、近くに放課後等デイサービスがない
5. 利用希望はあるが、通いたいと思える放課後等デイサービスがなかった
6. 利用希望はあるが、通いたい放課後等デイサービスが満員で入れない
7. 利用希望はあるが、利用方法（手続き等）がわからない
8. 利用希望はあるが、子どもに医療的なケアが必要で、対応可能な事業所がない
9. 利用希望はあるが、子どもの障害が重く、受入可能な事業所がない
10. 事業所の質（療育内容・職員のスキル等）に不安がある
11. 学校のクラブ活動や別の習い事等に通っている
12. 子どもが行きたがらない
13. 放課後等デイサービスを知らなかった
14. その他